

# 佐世保市未熟児養育医療給付事業のご案内

## ●制度概要

出生後～1歳未満の未熟児(出生体重が2,000g以下、活力が特に薄弱等)で指定された医療機関の医師が入院養育を必要と認めた場合に、その医療機関の医療費等を助成する制度です。

## ●助成内容

入院時に係る各種経費のうち、

- ①健康保険適用のもの - 診察、医学的処置費、薬剤費、食事(ミルク)代
- ②上記以外 - おむつ代、衣類代、差額ベッド代等

等があり、そのうち①にあたるものについて、1月あたり1,600円以外の分を公費にて助成いたします。ただし、本制度の申請と合わせて、乳幼児福祉医療の申請も必ず必要となります。

※乳幼児福祉医療だけの申請の場合、食事(ミルク)代の自己負担分は助成されません。

## ●手続き～その後の流れについて

(1)助成対象となった場合、病院の医師から「養育医療意見書」が作成されます。

(2)出生後、14日以内に佐世保市子ども保健課へ申請手続きをお願いします。

### 【申請書類】

- ・未熟児養育医療給付申請書
- ・世帯調書
- ・委任状(乳幼児福祉医療との連携について)

子ども保健課窓口で直接記入  
又は佐世保市HPでダウンロード  
可能です。

### 【提出時、持参いただくもの】

- ・養育医療意見書
- ・印鑑
- ・扶養義務者の健康保険証(被保険者分)

(3)対象児の健康保険証が出来ましたら、  
○子ども保健課へ保険証の写しの提出  
○子ども支援課へ乳幼児福祉医療の新規申請  
をお願いします。

※申請は両制度とも任意ですが、最大限の助成適用のため両方の申請をご案内しております。  
※(2)の申請書提出のみでは、認定が完了しませんので、漏れないようにご注意ください。

(4)保険証提出後2, 3週間後に「養育医療券」が届きますので、病院の窓口へ提出ください。

(5)各種お支払いについては、下記のとおりとなります。

- ①健康保険適用のもの → 子ども保健課より通知と納付書が届きますので、納期限までに記載されている金融機関でお支払いください。その際、乳幼児福祉医療も適用後の金額となりますのでご注意ください(乳幼児福祉医療での払い戻し等は対象外となります)。
- ②上記以外のもの → 病院の窓口で請求されますので、指定の方法によりお支払いください。

※請求のタイミング、1回ごとの金額(月数)については、病院ごとの状況により異なりますが、①についてはおおよその目安としては入院月の3か月後程度となります。

※①について納期限後に納付が確認できない場合、電話で状況を確認させていただく場合があります。



お問合せ先 佐世保市子ども未来部 子ども保健課 Tel 24-1111 内線5453  
乳幼児福祉医療のみの場合 子ども支援課 " 内線5438～5440